

第45回 衆議院議員総選挙は 8月30日(日)投票日です!

第45回衆議院議員総選挙は、8月18日(火)に公示され、8月30日(日)に投票が行われます。

小選挙区選出議員選挙(徳島県第3区)の投票は候補者の氏名を、比例代表選出議員選挙では政党等の名称を記載して投票します。

また、最高裁判所裁判官国民審査では罷免すべきだと思う裁判官の氏名の上に×印を書き入れ投票します。

投票所入場券について

投票所入場券は、8月18日から郵送します。
投票日まで大切に保管し、投票当日に投票所へご持参ください。
投票入場券を紛失した人は、投票日に投票所受付へ申し出てくださいます。
選挙人名簿に登録されていれば、本人確認により投票することができます。

期日前投票は市役所で受付

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票をすることができます。
☆職務や業務に従事する場合。
☆何らかの用事があつて投票区の区域外に旅行または滞在する場合。
☆病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合。

期日前投票ができる期間、場所

- ▼期間…8月19日(水)から8月29日(土)まで
 - ▼時間…午前8時30分より午後8時まで
 - ▼場所…小松島市役所1階ロビー
- ※投票所入場券をご持参ください。

選挙についてのお問い合わせは、市選挙管理委員会
事務局(市役所3階、☎32・3807)まで

郵便による投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため、外出が困難な人で、一定の条件に該当する人(障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人、または要介護状態区分が「要介護5」の方で郵便等投票証明書を持っている人)は、自宅で投票し、郵便により投票用紙を送付することができます。

郵便等による不在者投票のできる人

●身体障害者手帳で

両下肢障害
体幹の障害
移動機能障害

が1級か2級の人

●戦傷病者手帳で

両下肢障害
体幹の障害

が特別項症から
第2項症までの人

心臓障害
じん臓障害
呼吸器障害
ぼうこう障害
直腸障害
小腸障害

が1級か3級の人

●介護保険被保険者証で 「要介護5」の人

心臓障害
じん臓障害
呼吸器障害
ぼうこう障害
直腸障害
小腸障害

が特別項症から
第3項症までの人

投票所は次のとおりです

投票区	投票所
第1投票区	小松島小学校屋内運動場(神田瀬町)
第2投票区	市総合コミュニティセンター(小松島町字新港)
第3投票区	南小松島小学校屋内運動場(小松島町字高須)
第4投票区	千代小学校屋内運動場(中田町字奥林)
第5投票区	中郷児童館(中郷町字加藤)
第6投票区	総合福祉センター一階機能訓練室(横須町11番7号)
第7投票区	芝田小学校屋内運動場(田野町字中須)
第8投票区	児安小学校屋内運動場(田浦町字近里)
第9投票区	コミュニティ金礎会館(金礎町7番1号)
第10投票区	立江公民館(立江町字清水)
第11投票区	櫛淵小学校屋内運動場(櫛淵町字北佃)
第12投票区	坂野公民館(坂野町字平田)
第13投票区	目佐児童館(坂野町字目佐)
第14投票区	和田島小学校屋内運動場(和田島町字山のはな)
第15投票区	コミュニティ交流センターみさき(和田島町字遠見)
第16投票区	新開小学校屋内運動場(大林町字中津)
第17投票区	コミュニティセンター新開会館(赤石町豊浦神社内)
第18投票区	北小松島小学校屋内運動場(中田町字浜田)
第19投票区	小松島中学校(日開野町字弥三次)